

令和6年12月23日

各学校長様

四万十市教育長 久保 良高

諸手当に関する制度理解及び認定情報の確認について（依頼）

日頃は、各学校において所属職員の諸手当の届出手続き等について適正処理を心がけていただきありがとうございます。今年度、四万十市においては県費負担教職員の諸手当の長期戻入事案が複数発生しており、転居や扶養状況の変化等により支給要件を欠くに至っているにもかかわらず、制度に関する理解不足や手続きの遅れ等から多額の戻入を要する事例が見受けられます。

特に、扶養手当に関しては公立学校共済組合の被扶養者の認定基準とは取扱いが異なりますので、職員ご自身でそれぞれの制度内容を理解したうえで、扶養親族の勤務状況・収入の変化に留意のうえ、支給要件を喪失しているにもかかわらず継続して受給することのないよう随時の確認が必要です。

つきましては、扶養手当にかかる留意事項を別紙のとおりお知らせしますので、所属職員にご周知いただき、支給要件を欠くこととなった場合は速やかに除外の手続きをお願いいたします。

【問い合わせ先】

四万十市教育委員会事務局 学校教育課

（担当：鳥谷）TEL 34-1136

## 「扶養手当」及び「公立学校共済組合」における扶養親族(被扶養者)の収入に関する認定基準の違い

### ■ 認定取消となる場合

扶養親族（被扶養者）が給与所得者である場合の基本的な考え方は次のとおりです。各人の勤務状況等によって取扱いが異なる場合があります。

	扶養手当	公立学校共済組合
年 額	年額 130 万円以上見込まれる	年額 130 万円以上見込まれる
月額 の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○給与収入</li> <li>○通勤手当等含まれる</li> <li>○賞与も月額に合算する（<u>賞与の支給対象月で按分した額を各月の収入に加算</u>）※支給対象月は就業規則等により確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○給与収入</li> <li>○通勤手当等含まれる</li> <li>○賞与も月額に合算する（<u>賞与の支給月のみに加算</u>）</li> </ul>
月額 収入 または 平均	月額 <b>108,333 円</b> 以上の収入が連続して3ヶ月以上になった	月額 <b>108,334 円</b> 以上の収入が連続して3ヶ月以上になった
	<b>月額が3ヶ月を平均して108,333円以上になった</b>	<b>3ヶ月平均は判定に関係ない</b>
注意事項	<p>&lt;例&gt; 賞与 12 万円が 12 月に支給、支給対象月が 6 月～11 月の場合は、6 月～11 月の収入に 2 万円/月（賞与 12 万円÷6 月）を加える。その月額で 3 ヶ月平均を計算し 108,333 円を超える月があると所得超過。（積算対象となる 3 ヶ月の初日が除外日となる）</p> <p>※各月の給与が 10 万円以下でも、<u>按分した賞与が加算されると 108,333 円を超える月がでてくる場合もあるため</u> 注意すること。</p>	<p>&lt;例&gt; 12 月に支給された賞与は 12 月の収入に加える。</p>